

◆ 書 評 ◆

稲垣憲治『地域新電力 - 脱炭素で稼ぐまちをつくる方法』
学芸出版社, 2022年

中山 琢 夫 (千葉商科大学)

世界的には、現在でも自治体が電力供給を行っているところがある。アメリカ、カリフォルニア州都サクラメント市のSMUD (Sacramento Municipal Utility District) や、テキサス州都オースチン市のオースチンエナジー (Austin Energy) はじめ、ドイツの多くの都市に見られるシュタットベルケ (Stadtwerke) などが有名であるが、こうした自治体所有の電力会社は、投資家所有の大手電力会社と比べて随分評判がよい。

翻って日本の市営電力を概観しようとするれば、それは戦前の市営電力、公営電力の歴史まで遡らなければならない。民営、官営含めた自由競争状態にあった日本の電力事業は、第二次世界大戦のための勅令に基づき、「配電統制令」(1941)によって、日発九配電体制に統合される。戦後も、この九配電に沖縄電力を加えた10電力が、一般電気事業者としてほぼ地域独占するかたちで、20世紀の日本の電力供給体制は維持されてきた。

1990年代の自由化の流れで、日本では、2000年に特別高圧 (大規模工場やデパート、オフィスビル)、2004年から2005年には高圧 (中小ビルや中小規模工場) の小売部門が部分的に自由化されてきたが、電力システム改革の一環として、2016年には低圧 (家庭や商店) 区分もその対象となり、電力小売事業の全面自由化が施行された。これで、すべての電力需要家は、契約する電力小売事業者を選ぶことができるようになった。この電力小売全面自由化に合わせるように、数多くの新規事業者 (新電力) が参入した。

これは、自治体にとっても、戦前行っていた電力事業に再参入する可能性が訪れたことを示している。市営 (公営) 電力事業を営んでいた自治体が、当時喜んで事業を手放した

わけではない。戦後まもない1946年、東京市 (現在の東京都) 議会が配電事業の公営移管を求める決議をしたことを皮切りに、全国1都4県12市が20年以上にわたって「公営電気復元運動」を繰り返す。1969年に一旦の区切りを迎えていることから、もはやその事実を知る人は少なくなっている。

今日的に、日本で自治体が電力事業に参入しようとするれば、この電力小売全面自由化のチャンスを活かすことが常道とされるだろう。まずは小売事業に参入して成功すれば、さらなる事業展開が望めるだろう。電源は、脱炭素の動きも後押しして分散型の再生可能エネルギーが成長著しく、20世紀の大規模集中型からの世紀の大転換が起こりつつある。さらに、それに適した新たな配電網整備・運営の必要性も生まれてくるだろう。

このような時代背景に生まれたのが地域新電力、自治体新電力とよばれる事業者である。こうした事業者は、地方自治体が資本出資したり、その他役員人事や協定等で地方自治体と連携する。本書の「おわりに」にあるように、筆者は東京都の職員として再生可能エネルギー普及を担当しつつ、東京都環境公社における地域新電力事業を提案、その立ち上げから運営までの実務にあたった経歴を持ち、現在はローカルグッド創成支援機構で地域新電力の設立・運営支援を行っている。

本書では、このような実践的な経歴を持つ筆者の視点から、今日の地域新電力・自治体新電力をとりまくさまざまな要因を、多種多様なケーススタディやコラムを用いながら、網羅的に議論が進められている。

20世紀の電力システムは、大規模集中型、地域独占体制のもとで成長してきたから、電力会社に任せきりであった側面が大きく、多

くの人にとって取っ付き難さが否めなかったが、21世紀は分散型の再エネ電源が成長し、小売事業者も自由に選べるようになった。エネルギーを民主的に、身近な地域社会に取り戻すための入門書として、本書はふさわしい、難解な専門用語ではなく、平易な言い回しで議論が展開されているから、地域・自治体が行う電力事業がどのようなものか、容易に理解することができるだろう。

まず第1章では、日本のエネルギー政策の現状が分析されている。20世紀の日本の10電力地域独占体制を特徴づける用語に、「国策民営」という言葉がある。つまり国の政策を10電力が営む、ということであり、非常に強固なものとなっていた。ところが、2011年3月、東日本大震災によって東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生する。それは周辺地域だけでなく関東一帯に大きな脅威を与える。それまで盤石だと思われていた日本の電力システムの脆さが露呈し、その後、電力システム改革が始まった。

電力システム改革の2段階として、「小売・発電の全面自由化」が実施される。2016年には家庭用を含めた小売事業への参入を全面的に自由化することで、電力の完全自由化を達成しようとするものである。この自由化により、ガス事業者、石油事業者、通信・放送事業者、鉄道事業者等、多分野からの参入がみられた。同時に、自治体が出資・連携するような事業者も新電力として自由に新規参入することができるようになった。

第2章では、動き出す自治体エネルギー事業として、自治体が地域エネルギーに取り組む理由が検証される。本書では、その理由を、地域経済循環、地域脱炭素、地域課題の解決、レジリエンス、地域ブランディングの5点から考察している。さらに、自治体のエネルギービジョンと具体的政策を、鳥取県北栄町、神奈川県川崎市、長野県、東京都の事例をもとに紹介するとともに、注目の自治体再エネ新施策として、太陽光発電・再エネ電気の共同購入、都市と地方が連携した再エネ拡大、再エネの促進地域を設定するポジティブゾーニングの取組も紹介されている。

こうした自治体再エネ施策は、すでに世界で成功例が見られるものであり、日本の地方自治体が今後取り組むべきものとして大変興味深く、注目に値する。こうした政策のうち、小売事業を主たる業務とする地域新電力・自治体新電力がどのように貢献できるのか、事業の担い手となり得るのかどうか、共同購入や連携する地方からの都市の再エネ調達については可能性がありそうだが、再エネ開発ゾーンニングまでできるのかどうか。今後更なる具体的検討が必要となってくるだろう。

第3章では、自治体が関与する全国74の地域新電力の調査結果が示されている。ここでは、設立数の推移、設立経緯とその分類、設立目的、出資構成、地域企業の経営参画、調達電源、排出係数、供給先、地域還元策、地域低炭素化事業等の将来展望が、多面的な視点から検討され、現状と課題が取りまとめられている。地域新電力の中には、域外企業に多くの業務を委託し、従業員数ゼロというものが約半数ある。地域活性化や地域脱炭素の担い手として地域新電力が設立されているのに従業員がゼロというのは、その目的に矛盾していると筆者は批判的に捉えている。

こうした現状と課題を検討した後、自治体が地域新電力に取り組む意義を再考察する。結果、地域脱炭素の担い手、地域経済循環の担い手、自治体の相談相手(ローカルシンクタンク)としての役割が期待されるとともに、その責任にも言及する。さらに、日本の地域新電力がドイツのシュタットベルケになれるのかというテーマに取り組んでいる。またここで、特色ある地域新電力の事例として、中之条パワー(群馬県中之条市)、ローカルエナジー(鳥取県米子市)三河の山里コミュニティーパワー(愛知県豊田市)、みやまスマートエネルギー(福岡県みやま市)たんたんエナジー(京都府福知山市)、たじみ電力(岐阜県多治見市)生駒市民パワー株式会社(奈良県生駒市)が取り上げられる。

また、電力事業を経験したことがない自治体にとっては、その実務がどのようなものかは重要な関心事となる。筆者の経験を活かし、地域新電力の実務について、需要予測、イン

バランスの仕組み、需給管理が解説されている。自治体が出資する会社は第三セクター(三セク)扱いとなる。三セクのトラウマ問題に対する筆者の見解も、ここで説明される。さらに、今日の卸電力市場価格の高騰という試練にどう取り組むか、という課題に対しても、対応策のヒントが与えられる。

第4章では、とくに地域経済的な側面に注目している。地域で稼ぐエネルギー事業に向けて、地域付加価値創造分析を用いた実証分析がなされ、地域新電力による地域の稼ぎを高める方法が検討される。その答え一つは、業務を内製化・地域化することであり、もう一つは地域による出資を高めることであると結論づけられる。そのためには、地域外企業任せにしないこと、地域貢献を掲げる地域外企業の責任についても言及される。その上で、地域のための地域エネルギー事業とするポイント、自治体職員のノウハウ蓄積の重要性が説かれ、筆者の経験を基にした、東京都庁の人材育成が紹介されている。

評者は、日本におけるこうした取組を見ていて、地域新電力は、電力小売の全面自由化を機に多数参入した新電力のうち、地方自治体との連携をとくに重視したようなスタートアップの一つの形態だと考えている。地域新電力の主たる事業は電力小売事業であるが、この分野は自由競争原則のもとにあることは忘れてはならない。かつての地域独占の事業者のように、総括原価方式による安定した収入は確保できない。厳しい価格競争の中で、限られた顧客を獲得していかなければならない。

とはいえ、電力・ガスといったエネルギーは、すべての家計、企業、そして政府にとっても必需品であり、安定した需要がある。その料金は相当大きなものとなる。ドイツのシュタットベルケがエネルギー事業を現在でも継続していたり、再公有化したりする背景には、エネルギーに関する事業収入を地元のシュタットベルケが獲得したいからに他ならない。市(Stadt)レベルのドイツの自治体には、戦後もエネルギー事業で得られる収入を財源として確保する権利が残された。この点は、

日本との大きな違いである。

本書の第3章に、「地域新電力は、ドイツのシュタットベルケになれるのか」という節がある。シュタットベルケは市の公益事業体であり、電力、ガス、熱供給、公共交通、上下水道などの社会インフラ事業を包括的に管理・運営している。これらの事業は、大きな利益を生む電力、ガス等エネルギー事業と、その他不採算事業を連結決算することで、市の公益事業全体の採算性を確保することができる。つまり、エネルギー事業の儲けを市民のライフラインに再投資しているといえる。

翻って今日の日本でも、電力、ガス事業を除けば、多くの基礎自治体で同様の事業を行っている。この運営主体の多くは、地方公営企業である。地方公営企業は、地方公営企業法のもとで地方公共団体(自治体)によって経営される。地方公営企業は、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業等を行っており、自治体が電力、ガス事業を行う事は可能であるように見える。これらを一体的に経営できれば、ドイツのシュタットベルケに近い形になるだろう。

ところが、事業全体に占める地方公営企業の割合(H30年)は、電気事業が0.9%、ガス事業は1.9%と、他の事業と比べて圧倒的に低い。地方公営企業ができる電力事業は、発電・卸売に限定され、ガス事業もまた、民間事業者任せに任せるのがよいとされる。「民業圧迫」という言葉が出回ったのも、この影響が大きいのではないだろうか。

エネルギー事業で稼いで、地域住民の生活や地域の持続可能な発展に不可欠なサービスを提供する。ところが、現在の日本の地方自治体は、現状、公営企業を用いてエネルギーで稼ぐことが困難である。戦前の日本でも行われていた都市経営のような形態を実現するためには、公営企業のあり方の抜本的な改革が必要である。その時、スタートアップとして活躍している三セクの地域新電力が持つさまざまなノウハウは、大いに実社会に活かされることになるだろう。